

<申告対象となる主な償却資産の例示>

共通	外構工事（舗装、門・塀、緑化施設など）、太陽光発電設備、外灯、看板、パソコン、コピー機、エアコン、レジスター、テレビ、応接セット、ロッカー、キャビネットなど
工場・製造業	各種製品製造設備、受変電設備、構内舗装、太陽光発電など
印刷業	製版機および印刷機、断裁機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ポンプなど
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器など
飲食店	テーブル、椅子、厨房設備、冷蔵庫、カラオケ機器など
小売店	陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、厨房設備、自動販売機など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど
医院、歯科医院	医療機器（ベッド、レントゲン装置、手術機器）など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラ、ビニール包装設備など
アパート経営	フェンス、自転車置場、駐車場の舗装路面、太陽光発電など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、照明設備など

【申告方法】平成31年1月31日（木）までに申告書および明細書を税務課までご提出ください。昨年申告のあった人・資産の登録がある人には、申告書などを郵送していますが、新たに申告する人や申告書などが届かない人は、関係書類を送付しますのでご連絡ください。
※申告書などの発送は、11月下旬から12月上旬を予定しています。

平成31年度 儻却資産（固定資産）の申告をお願いします



申告する資産とは

固定資産税は土地や家屋のほか事業用に所有している償却資産についても課税されます。地方税法第383条の規定により、玉村町内に償却資産を所有している人（事業用として他のものに貸し付けているものを含む）は、毎年1月1日現在で市町村長に申告しています。

個人や会社で工場や店舗などを経営している人や、貸し駐車場やアパート賃貸などをしている人が、その事業のために用いる構築物、機械、器具・備品などを償却資産といい、土地や建物と同じように固定資産税が課税されます。償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の償却資産の内容（種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数など）について、1月末日までに市町村長に申告することが法律により義務づけられています。事業の用に供することができる資産のうち、土地および家屋以外の有形固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。ただし、自動車税の対象となる自動車や軽自動車税の対象となる軽自動車などは除かれます。10キロワット以上の太陽光発電設備については、個人所有のものについても売電事業の資産となり、申告の対象となります。

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

66歳以上人の個別特定健診（無料）は 11月30日（金）までです

玉村町国民健康保険に加入している66歳以上の人を対象とした個別特定健診は、11月30日（金）までとなっています。町内および伊勢崎市内の実施医療機関で無料で受診できますので、4月に送付された受診票と国民健康保険証をお持ちの上、受診をお願いします。しなやか健診（後期高齢者医療制度に加入の人）も11月30日まで終了です。
※受診票を無くした場合は再発行しますのでご連絡ください。

確定申告（医療費控除）の前に高額療養費の支給申請・見込額計算申請を忘れずに！

国民健康保険の「高額療養費」の支給申請手続きには、医療機関の領収書の原本の確認が必要です。

平成30年11月、12月診療分に対する高額療養費支給申請案内ハガキの送付は、事務処理上、確定申告開始日以降（11月診療分は1月下旬、12月診療分は2月下旬）となります。

このため、12月までに入院したり、同じ月に1回の受診で2万1千円を超えるような診療が2回以上ある場合は、高額療養費の見込額を役場1階②番窓口で計算しますので、各月にかかる医療機関のすべての領収書（国民健康保険加入者全員分）と国民健康保険証

をお持ちの上、ご来庁ください。

また、案内ハガキが届いていて、まだ支給申請をしていない場合は、領収書は確認後にお返ししますので、必ず確定申告前に高額療養費の支給申請をしてください。（高額療養費支給申請案内ハガキは、該当する世帯のみに送られます）

交通事故などにあったとき

交通事故のような第三者（加害者）が原因でケガや病気をしたときの医療費は、本来、加害者側が負担すべきものです。国民健康保険証を使い、治療を受ける場合は、国民健康保険から、一時、立て替え払いをすることになりますが、後日、加害者に立て替え分を請求することになります。そのため、交通事故などにより、国民健康保険証を使い、治療を受けようとするときは、必ず国民健康保険係に届け出をしてください。
※保険証が使用できない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

一部負担金の減免制度について

世帯主が災害や、失業等による収入の減額などにより、生活が著しく困難となったことにより一部負担金を支払うことができない場合、申請により必要があると認められると、3カ月以内の期間に限って一部負担金の減額または支払いを免除することができます。制度の詳しい内容については直接お問い合わせください。